

府中市地域防災計画（令和6年修正）（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 意見の提出機関

令和6年2月6日（火）から3月7日（木）まで

2 意見の提出者数等

提出者数	意見数	提出方法別の提出者数				
		オンライン (市ホームページ)	郵送	F A X	意見投函箱	窓口
4名	12件	4名	0名	0名	0名	0名

3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	頁	部	章	節	項 目	意見の概要	市の考え方
1	地域 防災 計画 全体	-	-	-	避難所について	障害のある方の防災について 体育館など大勢の場所で過ごすことで音の過敏からパニック発作が起きる、いつもと違う不安から大声を出してしまうことで、無理に自宅避難生活を送る方が能登半島地震からも言われていた。 障害者の安全に避難を確保できるスペースについて優先場所などを設けたり、どのように行えるか検討して欲しい。	震災編第3部第6章第2節被災者の避難と受入れ1－2被災者の受入れ、2－2（2）要配慮者への配慮において、要配慮者等の視点に配慮する記載があります。ご意見の内容についても包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。
2	地域 防災 計画 全体	-	-	-	府中刑務所の避難所としての活用について	府中刑務所を指定緊急避難場所または広域避難場所に指定し、災害時の避難所として活用して下さい。また、救援物資の輸送拠点として活用して下さい。	府中刑務所とは災害時の対応を想定しながら施設の利用に関する協定を結んでおり、施設の特性もあることから、引き続き協定に基づいて避難所としての活用を行いますので、原文のままとさせていただきます。今後も府中刑務所施設の利活用等については、協議をしながら検討を進めてまいります。
3	震-91	2	3	2	1 緊急輸送ネットワークの整備	警視庁の府中市内に所在する府中運転免許試験場等にも震災時の役割が与えられていて、警視庁の同意を得られれば、記載してもらうことも検討してほしい。東八道路等に隣接しており一定の車両も確保していることを根拠にしている。	現在、市と府中運転免許試験場等との震災時の対応について計画に記載する位置付けや施設の利用などの協定等がないため、原文のままとさせていただきます。
4	震-99	2	4	5	1 応急活動拠点の整備	応急活動拠点について資料編へのリファアーがあった方がよい。	資料編に応急活動拠点を追加させていただきます。

No.	頁	部	章	節	項 目	意見の概要	市の考え方
5	震-112	2	6	2	1 医薬品・医療資器材の確保 1－2 災害薬事センターの設置	災害薬事センターの記載は必要と認識しているものの、他地域での運用レベルでの知見が反映されていない。例えば、能登地震発生による厚生労働省の通知（001186619.pdf（mhlw.go.jp））が発出されたことは承知している。一方で、薬機法の薬局等構造規則第3条の設置基準に照らして、例えば府中市保健センターがその任務にあたる場合に、災害薬事センターに上記基準の機能（冷蔵・恒温・保管庫等）を維持・継続できるようなバックアップ機能確保に留意する必要がある。また、運用時には、災害薬事センターは在庫を置かず、既存医薬品卸売販売事業者等からの配送指示等に徹するという選択肢もありえる。	施設の機能や具体的な運用方法については、地域防災計画ではなく、災害薬事コーディネーター等と調整し、下位計画の中で検討をしてまいりますので、原文のままとさせていただきます。
	大-177	3	13	1	3 医薬品・医療資器材の確保 3－2 災害薬事センターの設置		
6	震-135	2	8	3	2 施設環境の整備	公立小中学校でプロパンガスを使用しているところもあるため、都市ガスとの併用などエネルギー供給の多様化を図った方がよい。	市としてもエネルギーの確保は重要と考えております。今後、エネルギーの多様化について対策の一層強化を図っていくものであり、今回いただきました意見を当該箇所に反映させていただきます。
7	震-188	3	5	-	第5章 被災建築物・宅地の被害状況	復興業務プロセスでの業界団体の従事者や他の地方公共団体からの応援者の組み入れや、事実行為でなく、建築物危険認定をはじめ法に基づく行政行為の位置づけに関する記載が欠けているため、総則的なところに記載が必要であると認識している。	災害復興の具体的な内容については、災害復興方針や災害復興計画の中で記載をまいります。また、第3部第5章第2節民間建築物等に係る応急活動の中で、被災建築物の応急危険度判定について包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。
8	風-42	2	1	5	2 ライフライン施設 2－2 ガス施設	「ガス施設は浸水や停電の影響を受けにくいが、外水氾濫などを想定した一層の対策を講ずるよう努める」 【理由】 左記の当該箇所に追記をお願いいたします。	市は、防災関係機関と一層の連携強化を図っていくものであり、より詳細な対応を記載することによって計画内容を充実させていくものと考えています。今回いただきました意見を当該箇所に反映させていただきます。
9	風-87	2	7	3	2 施設環境の整備	「ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る」 【理由】 震災編 135 頁に追記していただいたのと同様の追記をお願いします。巨大地震や気候変動に伴う災害リスクの増大への対応は重要性を増しており、公共施設へのエネルギーの確保を推進する必要性からご提案するものです。	風水害の際に使用する避難所であってもエネルギーの確保は重要と考えております。今回いただきました意見を当該箇所に反映させていただきます。

No.	頁	部	章	節	項 目	意見の概要	市の考え方
10	大-70	2	8	6	第6節 CBRNE災害	情報提供体制のためには、基礎情報を収集する能力の構築を視野にいれる必要がある。短期間では、能力は構築できないため、各種危険物・毒劇物等データベースアプリの操作や線量計等の資機材の整備、測定や除染の訓練も危機管理課や消防団で着意・試行していくことが適切ではないか。例えば、スマートフォンで利用できるSDSデータシートを確認アプリで操作するには、応急処置を読みだすのに時間がかかるし、化学剤推定補助ツール（CHEMM-IST）をアプリにインストールしても、CBRNEでは限定的な可能性が高い。日本版WISERアプリのようなものが東京消防庁公式アプリの新機能で導入でき、消防団員も操作訓練することができると、退避や避難の際に活用の幅が広がる。	ご指摘のとおり、昨今のITやAIの進歩に合わせたツールを活用すべきと考えています。 しかし、これらの導入に際しては、国・都・周辺自治体との関係も踏まえた広域的対処が必要となり、当市のみが先行するものでなく、全体の枠内での対応が重要と考えるため、原文のままとさせていただきます。 今後、これらの動きを見極めることと、あらゆる情報提供のあり方を鋭意検討していきます。
11	大-132	3	6	3	第3節 応急活動	府中市からの消防委託事務として、危険物・高圧ガス・毒物劇物等だけでなく、労働安全衛生法でも化学物質等のリスクアセスメントの規制が導入されたため、府中消防署が立川労働基準監督署と連携して、市内の各事業場の化学物質の使用状況について把握しておくことが望ましい。	第2部第1章第4節の事業所防災体制の強化及び第2部第7章危険物事故対策にご意見の内容についても包含されるものでございますので、原文のままとさせていただきます。
12	資-125	-	-	-	資料2-19	東京都と石油連盟とで、重要施設の情報が共有されている一方で、東京都府中市内の重要施設への輸送手段の確保につき検討が必要であると認識している。なお、適切な記載場所については、検討をゆだねる。	今後、東京都との連携を強化し、災害時の石油の確保に努めて参ります。今回いただきました意見を当該箇所に反映させていただきます。